

# 任意継続掛金口座振替依頼書

◎預金口座振込依頼書は、「任意継続組合員資格取得届出書」と一緒に提出してください。

<ご注意ください!!>

- ・この預金口座振替依頼書は、共立コンピューターサービス経由で金融機関へ口座確認を依頼する用紙です。
  - ・この用紙を記入後に、お客さまにて金融機関の窓口等へ直接口座確認を依頼された場合は、口座振替手が完了いたしません。
  - ・必ず委託者様に提出するか共立コンピューターサービス宛(下記郵送先参照)に郵送願います。
- ※お客さまにて金融機関の窓口等へ口座確認を直接依頼する場合は、複写式の預金口座振替依頼書を利用ください。

## ○記入の手引き(預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書)

<記入例>太枠の中を記入ください。

【記入の注意事項】

- ①印鑑は必ず金融機関にお届けの印鑑をハッキリと押印ください。
- ②法人名は、(株)(有)など略さずに「株式会社」「有限会社」など、正式な名称を記入ください。
- ③法人のお客さまは、代表者肩書、代表者名を忘れずに記入ください。
- ④ゆうちょ銀行の口座を指定のお客さまは、通帳番号を必ず右づめで記入ください。

※押印した印鑑が金融機関のお届け印と相違していたり不鮮明な場合や太枠の各欄の記入ミスやもれがあると手続きできない場合がございます

※口座引落日は28日となります。(土曜・日曜・祝日の場合は翌日以降の営業日となります。)

《年払》・・・加入月の翌月28日 (例：4月1日加入の場合は5月28日)

《半年払》・・・前月分は加入月の翌月28日  
後期分は9月28日

《月払》・・・加入月の翌月28日に3か月分(掛金は前納となります。)のち毎月28日  
(例：4月1日加入の場合4.5.6月分を5月28日に口座引落となります。)

(注意) 口座引落ができなかった場合は、翌月に口座引落されます。それでも引落できなかった場合は、金融機関にて振込となります。その場合の振込手数料は自己負担となります。  
なお、入金を確認できなかった場合は、掛金が納付された月まで遡って資格取消となります。